平成２９年（フ）第９４号
徳島県徳島市春日３丁目１番１―303号　プリマベーラ、旧住所徳島県徳島市下助任町１丁目21番地の２
債務者　中西　明人
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
沖縄県名護市字宇茂佐781番地３　うんさの森第４市営住宅３－２
債務者　玉城　　恵（旧姓知花）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第２１号
沖縄県名護市東江３丁目２番21―202号　ハイスペックマンション　ＦＵＴＡＢＡ
債務者　川間　誠輝
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１３７号
岐阜県本巣市曽井中島672番地１　（グランシャリオⅡ　102号）
債務者　尾崎　元彦
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３８号
岐阜県本巣市曽井中島672番地１　（グランシャリオⅡ　102号）
債務者　尾崎　智恵
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
山口県山陽小野田市須恵２丁目２番３―104号
債務者　江藤　順子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２４号
北海道新冠郡新冠町字本町45番地の18
債務者　佐々木淳子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番４―711号
債務者　宮崎久美子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第４６号
岐阜県可児市今渡1619番地123　サープラスワンソレイユ205、前住所岐阜県可児市今渡1853番地１　メゾネットヨシダＡ―105
債務者　早乙女朋美
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第４７号
岐阜県可児郡御嵩町中2683番地66
債務者　貝川　英明
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第４４号
滋賀県長浜市南高田町688番地
債務者　笠原　英次
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第６７９号
神戸市須磨区桜木町２丁目１番20―206号
債務者　増井　みわ
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１号
兵庫県宝塚市今里町10番１―304号
債務者　森山　玲子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
兵庫県明石市林崎町３丁目550番地の12　ロレーヌハイツ明石林崎101号
債務者　豊田　清人
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１９１号
愛媛県松山市久保163番地１
債務者　片岡裕美子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９５号
愛媛県松山市小坂１丁目２番14号　コーポ小坂203号
債務者　浅川　研二
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
愛媛県新居浜市萩生1998番地８、前住所愛媛県新居浜市若水町２丁目８番22号
債務者　松倉　雄大
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
松山地方裁判所西条支部